

幼児教育と学力

1. 学力とは何か？

- **学力**：①学問の力量。②学習によって得られた能力（『広辞苑第六版』），教育課程の目標に対する達成の程度（『心理学事典』平凡社，2013年）
- **確かな学力**：知識や技能はもちろんのこと，これに加えて，学ぶ意欲や自分で課題を見付け，自ら学び，主体的に判断し，行動し，よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの（文部科学省）
- 文部科学省「**全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）**」：小学6年生と中学3年生対象。国語や算数・数学などの教科に関するテストと学習環境に関する質問調査。
- **OECD生徒学習到達度調査（Programme for International Student Assessment）**：読解力・数学的リテラシー・科学的リテラシー

AIアプリの利用に関する自己評価



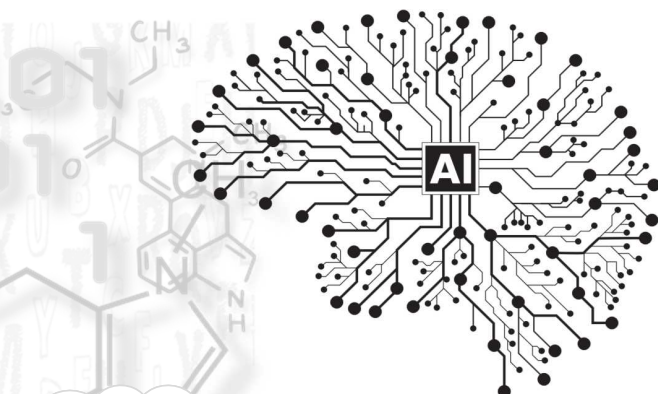
2. AI時代の学力とは？

3. AI時代の幼児教育とは？

鳴門教育大学大学院 湯地 宏樹
hyuji@naruto-u.ac.jp

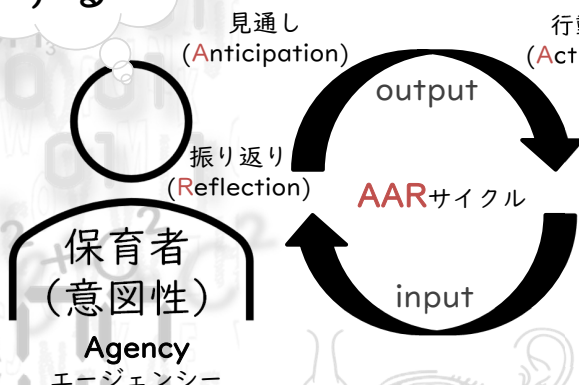
言葉による
言語で考える
順序だてて考える
過去／未来にもとづく
分析的
細部に注目
違いを探す
手厳しい
時間を守る
個別に
簡潔／正確
固定した
「私」を重視
忙しい（手がふさがっている）
意識的
構造物／整理

抑圧された
融通がきかない
用心深い
恐怖心にもとづく
厳格
条件付きで愛す
猜疑
いじめる
正義を求める
あやつる
定石
個別で
利己的
批判的
優れた／劣った
正しい／まちがっている



育てる
する

Co-agency
仲間，教師，家族，コミュニティとの
共同エージェンシー



Diversity
Well-being

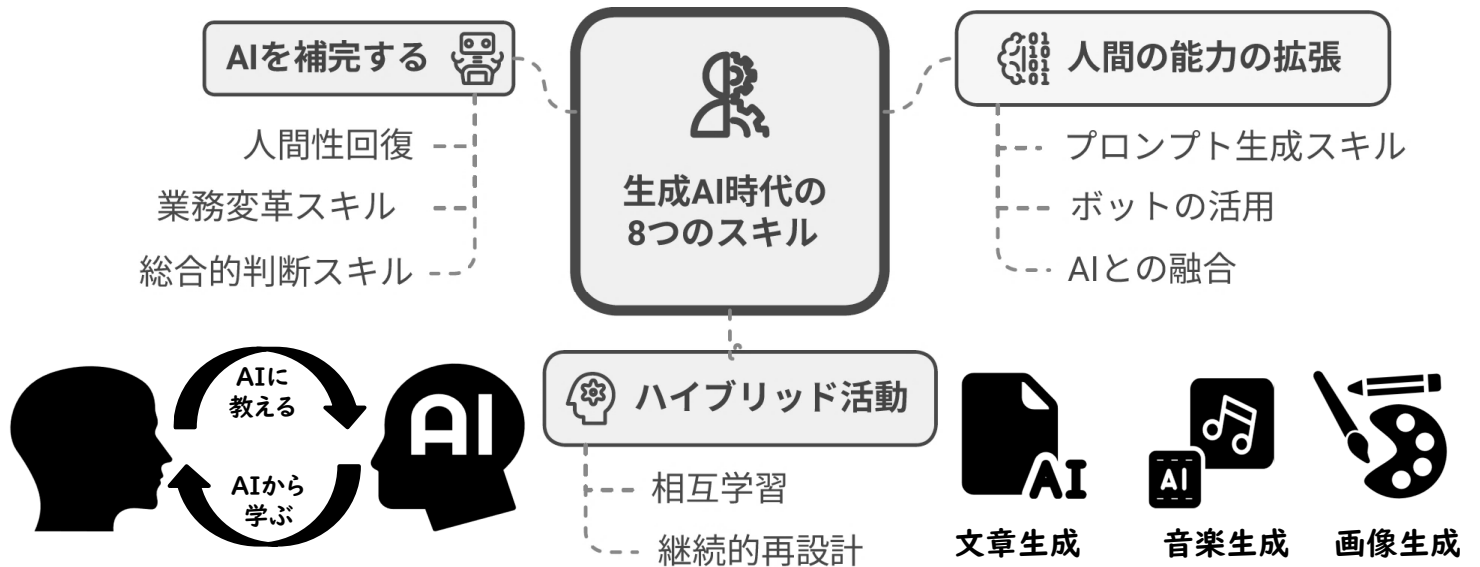
育つ
なる

子ども
(主体性)

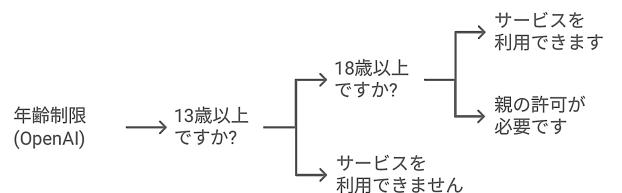
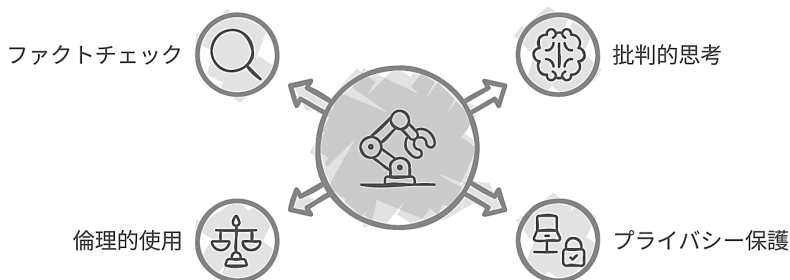
Agency
エージェンシー

言葉によらない
絵で考える
経験にもとづいて考える
現在の瞬間にもとづく
運動感覚的／身体的
総合的に大局を見る
類似点を探す
思いやりがある
時間の流れに没入する
集団で
柔軟性／弾力性
さまざまな可能性に柔軟
「私たち」を重視
手が空いている
無意識
流動的／流れ

おおらか
オープン
危険を厭わない
怖いもの知らず
フレンドリー
無条件で愛す
信頼
支える
感謝する
流れに任せる
創造的／革新的
集団で
分かち合う
優しい
平等
文脈によりけり



(ポール・R・ドーアティ, H・ジェームズ・ウィルソン『HUMAN+MACHINE 人間+マシン: AI時代の8つの融合スキル』東洋経済新報社, 2018年より作成)



<https://openai.com/ja-JP/policies/terms-of-use/>

初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン
(Ver.2.0) (令和6年12月26日公表)

3

初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】



教職員や教育委員会等の学校教育関係者を主たる読み手として、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、生成AIの概要や基本的な考え方、場面や主体に応じて押さえておくべきポイントをまとめたもの。



1. 生成AIについて		3. 学校現場において押さえておくべきポイント	
生成AIの概要  ● 生成AIとは、文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルにもとづくAIの総称 ● 汎用的なサービスだけでなく、様々な提供形態・提供主体が出現し、教育分野にも導入 ● 様々なリスクの存在が指摘される一方で、技術的な対策も進展		教職員が校務で利活用する場面  ● 校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、働き方改革につなげていくことが期待される ● 教職員自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要 ● 生成AIの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で積極的に利活用することは有用	
2. 基本的な考え方			
人間中心の利活用  ● 生成AIを有用な道具になり得るものと捉え、出力を参考の一つとして、リスクや懸念を踏まえた上で、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要 ● 学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用 ● 学びの専門職としての教師の役割が一層重要		児童生徒が学習活動で利活用する場面  ● 発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべき。その際、学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味することが必要 ● 「生成AI自体を学ぶ場面」、「使い方を学ぶ場面」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」を組み合わせたり往還したりしながら、生成AIの仕組みへの理解や学びに生かす力を高める	
情報活用能力の育成強化  ● 生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成AIを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要 ● 生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが必要		教育委員会等が押さえておくべきポイント  ● 教育委員会が主導して制度設計や方向性を示すことが重要 ● 各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じることが必要であり、一律に禁止・義務付けるなどの硬直的な運用は望ましくない ● 先行事例や教材・ノウハウの周知・共有、研修の実施により、生成AIの適切な利活用を推進する環境を整備することが必要	
		共通して押さえておくべきポイント  ● 安全性を考慮した適正利用 ● 情報セキュリティの確保 ● 個人情報・プライバシー・著作権の保護 ● 公平性の確保 ● 透明性の確保、関係者への説明責任	

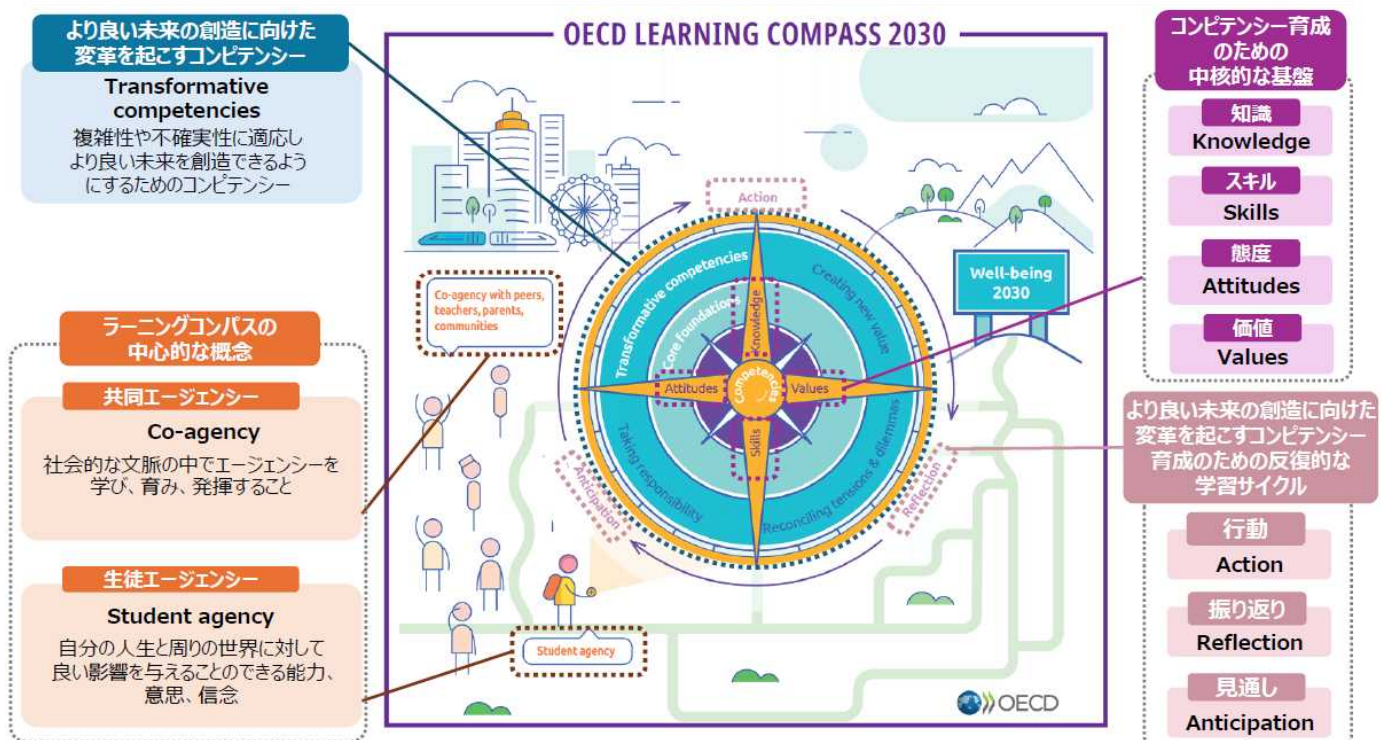
参考資料編 ● 各場面や主体に応じたチェック項目、生成AIパイロット校における先行取組事例、学校現場において活用可能な研修教材 等



参考資料

OECDにおける「態度や諸価値・非認知的能力」の位置づけ

- OECDのラーニング・コンパス※では、自分の人生と周りの世界に対して良い影響を与えることのできる能力等である「生徒エージェンシー」と、それを社会的な文脈の中で学び、育み、発揮する「共同エージェンシー」を中心的な概念として示す
- これらのエージェンシーを発揮し、自らの可能性を発揮できる方向に進むためには、「カリキュラム全体を通して学習するために必要となる基礎的な知識、スキル、**態度及び価値**」といったコンピテンシー育成のための中核的な基盤や、「より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー」を備える必要があるとされている



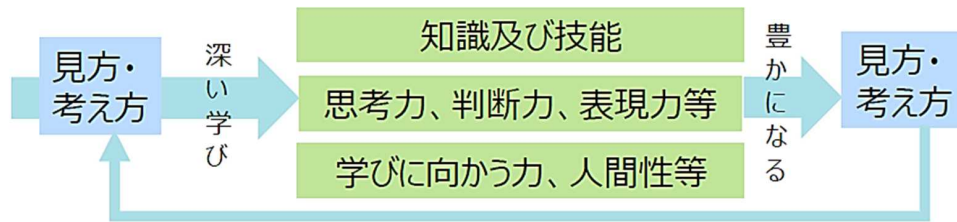
※：OECD Future of Education and Skills 2030プロジェクトにおいて作成された、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた、進化し続ける学習の枠組みを指す



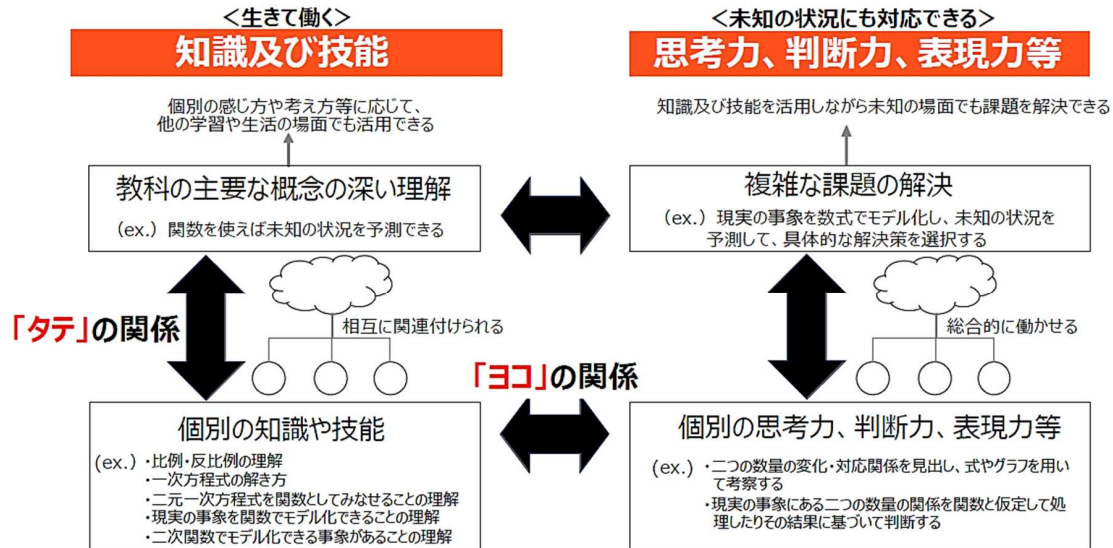
側面①
教科等の学びの過程で
見方・考え方を働かせる
⇒各教科等の学びの深まり

側面②
教科等の学びで鍛えられた見方・考え方
でよりよい社会や豊かな人生に繋げる
⇒各教科等を学ぶ本質的な意義の中核

資質・能力



教育課程部会 教育課程企画特別部会 資料Ⅰ「参考資料②-1-2」(令和7年4月25日)より転載



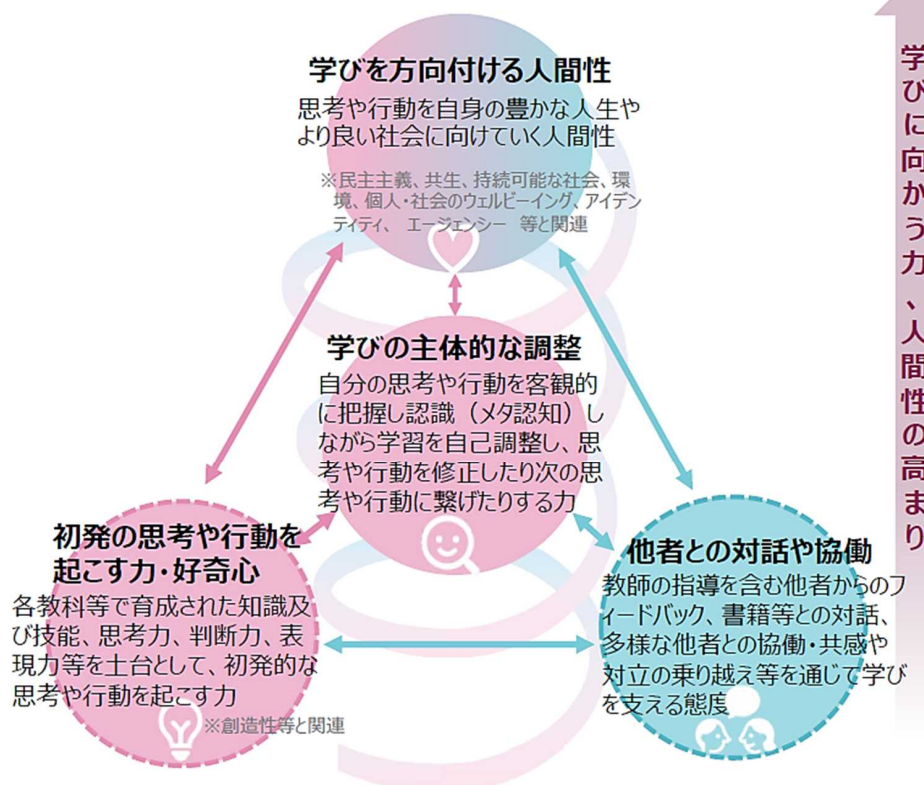
※(ex.)は例示のイメージ

教育課程部会 教育課程企画特別部会 資料Ⅰ「参考資料②-5」(令和7年4月25日)より転載



【今後の整理イメージ(素案)】

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む



教育課程部会 教育課程企画特別部会 資料Ⅰ「別紙」(令和7年4月25日)より転載



第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、**幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。**
- ・近年、乳幼児の頃から質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかになってきている。
- ・**全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。**

2. 幼児期の発達の特徴

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることで成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、**幼児が思わず関わりたいような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。**
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、**遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。**



（動画コンテンツへリンク）

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

（1）身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、**家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になっている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所として、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れ合い、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。**

（2）自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、**自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。**
- ・幼児期は、知識・技能を教えるだけでなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、**遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。**（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html）
- ・一方、**一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。**また、**保護者はじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。**
- ・国・地方自治体においては、**幼児期の発達の特徴や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。**

（3）幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、**当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。**

（4）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとして、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価しているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、**「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。**

（5）幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるのではなく、**幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。**

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告より転載



2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

（1）幼児教育施設におけるICTの活用

- ・国において、幼児教育の「**環境を通して行う教育**」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、**デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。**

（2）特別な配慮を必要とする幼児への指導

- ・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、**特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。**

（3）幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

- ・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、**幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。**

（4）幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

- ・満3歳未満児の実態を踏まえながら、**0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。**

（5）地域における幼児教育施設の役割

- ・幼児教育施設は、**地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。**

- ・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、**幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。**保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- ・国においては、「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、**全国的にみると未だ不十分。**
- ・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、**いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。**
- ・NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進し、**幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。**

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

- ・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、**設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。**

2. 今後の幼児教育施設の在り方

- ・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくるが見込まれる中、国においては、**地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。**
- ・とりわけ著しく減少が続いている公立幼稚園については、これまで果たしてきた役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、**地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。**

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - **地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進**
 - **教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築**
 - **国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進**
- ・国において、
 - **幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進**
 - **地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援**
 - **NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進**
 - **幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進**

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

- ・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、**幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。**

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告より転載



- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成していくことが必要**。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」として焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるように幼児期及び架け橋期の教育の質を保障していくことが必要**。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。[※]幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実(幼 小)

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立(幼 小)

- ・ **幼保小が協働して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
[※]幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的に開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有(幼 小)

- ・ 幼児期の遊びを通して学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通して学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
[※]幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かし、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化(幼 小)

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上



学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）より転載

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続(幼 小)

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集(幼 小)

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供(幼 小)

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現(幼 小)

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成[※]や指導計画の作成、実施や評価、改善等**

[※]身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
[※]保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築(幼 小)

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等(幼 小)

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成**、**幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等(幼 小)

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究(幼 小)

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究(幼 小)

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**



学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）より転載